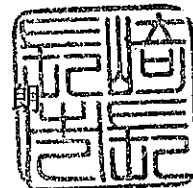


公募型プロポーザル方式により市有財産の譲渡による売却相手方となる活用事業者の候補者を選定するので、長崎市プロポーザル方式実施要綱第11条の規定に準じて次のとおり公告する。

令和6年10月24日

長崎市長 鈴木 史



1 譲渡する財産

物件1 長崎市伊王島海水浴場交流施設

土地（長崎市伊王島町1丁目字多尾2129番他4筆 雑種地など 5,247.60㎡）、建物及び
工作物

物件2 長崎市伊王島ふれあい広場

土地（長崎市伊王島町1丁目甲3275-22 雑種地 38,510.00㎡）、建物

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 「3 実施スケジュール」に記載の「⑥審査会の実施」に参加可能な法人
- (2) 長崎市税、消費税及び地方消費税のいずれにも未納がない法人
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者でないこと（更生計画が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く）
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと
- (5) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者
- (6) 本募集に参加しようとする複数の法人のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること

3 応募手続について

(1) 募集要項等の配布

募集要項等の応募に必要な書類は、長崎市ホームページでダウンロードできるほか、以下でも配布する。

配布場所 長崎市役所 水産農林部 水産農林政策課 施設活用係

又は、文化観光部 観光政策課 施設活用係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市ホームページ URL

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/sisetsu/5120000/p033621.html>

(2) 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付ける。回答は、質問団体に電子メールにて回答し、併せて長崎市ホームページにも掲載する。

受付期間 令和6年10月24日(木)から12月10日(火)の午後5時まで

※期間中は随時受付・回答を行う。

受付方法 質問書に記入のうえ、電子メールにて送付すること。なお、電話(口頭)での質問は受け付けない。

※電子メールでの送付については、必ず電話により通信の確認を行うこと。

提出先 長崎市役所 水産農林部水産農林政策課 施設活用係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL: 095-820-6562 FAX: 095-827-6513

電子メール: suinou_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

又は、長崎市役所 文化観光部観光政策課 施設活用係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL: 095-829-1152 FAX: 095-829-1232

電子メール: kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

(3) 現地見学会の開催

実施日

【1回目】令和6年11月7日(木)又は11月8日(金)

【2回目】令和6年12月12日(木)又は12月13日(金)

受付期間

【1回目】令和6年10月24日(木)から11月1日(金)の午後5時まで

【2回目】令和6年11月25日(月)から12月6日(金)の午後5時まで

参加方法

参加希望団体は、参加申込書を上記(2)質問書の提出先へ電子メールにて送付すること。
申込後に、長崎市が日程の調整を行い、電子メールにより、現地見学会の日時、集合場所等を返信する。

※電子メールでの送付については、必ず電話により通信の確認を行うこと。

(4) 提案の参加申込み

募集要項に記載する提案書類は、次のとおり受け付ける。

受付期間 令和7年1月8日(水)から令和7年1月10日(金)午後5時まで

提出先 (1) 募集要項等の配布先と同じ

※ 郵送の場合には、一般書留郵便・簡易書留郵便又は特別記録郵便のいずれかにより郵送すること。

※ 提案書類の持参以外での提出については、必ず電話により送付の確認を行うこと。

(5) 審査会の出席

提案内容について、長崎市伊王島海水浴場交流施設及び長崎市伊王島ふれあい広場の財産売却相手方選定審査会(以下「審査会」という。)において、応募者が説明を行い、審査を行う。

開催日時 令和7年1月下旬 ※予定

4 評価基準

(1) 審査方法

参加資格審査

募集要項に記載の応募者の参加資格要件を満たしているかを確認する。

※参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

基礎審査

応募者の決算書類により、応募者に安定した経営能力があるかを評価する。

提案審査

事業計画の審査

事業計画提案書に記載された内容を技術点として、審査会の評価基準に示す評価項目ごとの配点に従って、審査会委員による評価点の合計で評価する。

価格の審査

価格点提案書に記載された希望購入価格(提案価格)を価格点として、次の(2)に示す算定式により評価する。

※提案の価格が、売却基準価格 388,730,000 円未満の場合は、失格とする。

優秀提案者の選出

事業計画の審査による技術点と価格の審査による価格点の合計点が高い応募者を売却相手方に最もふさわしい優秀提案者として選出する。

(2) 審査項目及び配点は、以下のとおり。

評価項目			区分	配点	
提案内容	大項目	小項目		小項目	大項目
活用の方策	交流人口拡大	集客力・販売力	技術点	20	35
		将来性		10	
		地域性		5	
地域貢献	地域貢献	地域住民との共生		10	20
		地元雇用		5	
		その他の地域貢献		5	
管理・運営の体制・方法	事業の継続	実行性		10	20
事業費・資金計画 事業スケジュール		計画性・安定性	10		
その他	公有地跡の活用の観点から、地域活性化につながる魅力的な提案となっているか。		5	5	
価格	希望購入価格-		価格点	20	

価格点の評価（算定式）

$$\frac{(\text{提案価格} - \text{売却基準価格})}{(\text{最高提案価格} - \text{売却基準価格})} \times 15 + 5$$

(3) 審査結果の通知及び公表

審査会の審査結果を踏まえ、売却相手方となる活用事業者の候補者を選定する。

選定結果については、すべての応募者に文書で通知するとともに市ホームページで公表する。

※応募者は選定結果についての異議申立、選定の経緯の個別の問い合わせには応じない。

5 契約書作成の要否 要

6 その他必要な事項

長崎市伊王島海水浴場交流施設及び伊王島ふれあい広場活用事業者 募集要項による

7 担当課

(1) 交流施設及び本募集に関すること

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市水産農林部水産農林政策課 担当 田中・佐々木

TEL : 095-820-6562 FAX : 095-827-6513

電子メール : suinou_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

(2) ふれあい広場に関すること

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市文化観光部観光政策課 担当 原田・山口

TEL : 095-829-1152 FAX : 095-829-1232

電子メール : kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp